

令和3年11月19日

【照会先】

職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室

室長 高西 盛登

室長補佐 小林 直人

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5874)

(直通電話) 03(3595)3404

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者として 初めて19社を認定しました

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業について、紹介手数料額や採用後の早期離職などの諸事案への対応として創設したものです。

別添の有料職業紹介事業者を適正な事業者として初めて認定しました。

認定事業者に認定マークを付与することなどを通じ「見える化」を行うことで、当該分野の求人者が、職業紹介事業者の利用に際して、サービスの内容や品質、その費用等を予め把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されます。

〔認定マーク〕



なお、第2回目の認定申請を以下のとおり受け付けています。

■申請対象

有料の職業紹介事業を行っている事業者の方

■申請条件

認定申請する分野の施設に対して、以下対象職種の少なくとも1つ以上の職種について、直近の過去2年度連続で、年間5件以上の入職実績（無期雇用）があることが必要です。

〈対象職種〉

- 医療分野 医師、看護職、リハビリテーション専門職、医療技術者、薬剤師、
歯科医師、歯科衛生士、看護助手・歯科助手、栄養士・管理栄養士
- 介護分野 介護職、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、
生活・支援相談員、機能訓練指導員、栄養士・管理栄養士、
医師、看護職
- 保育分野 保育士

■申請受付期間

令和3年11月17日（水）から令和3年12月7日（火）までです。

■認定事業者公表時期

令和4年2月下旬頃を予定しています。

■審査料

1分野の申請につき原則10万円（税別）となります。
複数分野を申請する場合の審査料は申請先までご照会ください。

■認定制度の概要など詳細はこちら

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」
（委託事業者ホームページ）

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei>

※認定事業者はこちらのホームページでも公表しています。

■申請先

厚生労働省委託事業「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に
関する協議会」受託運営事務局

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（委託先）

電話 03(5408)5454 ※受付 平日10:00～17:00

E-Mail info@jesra.or.jp